

平成22年度第1回

独立行政法人土木研究所契約監視委員会 審議概要

1 日 時：平成23年2月8日（火）10：00～15：00

2 場 所：航空会館（2階〈201会議室〉）

3 出席者：委員側：小林委員長、石田委員、千葉委員、早坂委員、松田委員
土研側：理事長以下関係職員

4 議 事

（1）議題等

- ① 随意契約案件について
- ② 一者応札・一者応募案件について
- ③ その他（昨年の契約監視委員会において定めた「契約監視委員会審議を踏まえた改善策」について）

（2）事務局説明

① 随意契約案件について

「独立行政法人の契約状況における点検・見直しについて（平成21年11月17日付け閣議決定）」の「随意契約理由の妥当性」等の観点から、個別案件毎に説明。

◇ 平成22年度随意契約案件【6件】（12/31現在）（今年度末の見込み26件）

〈配付資料〉

- ・ 随意契約案件について

② 一者応札・一者応募案件について

上記①の閣議決定の「仕様書内容の見直し」、「入札参加要件の緩和」、公告期間の十分な確保」及び「業務等準備期間の確保」の観点から、個別案件毎に説明。

◇ 平成22年度一者応札・一者応募個別案件【144件】（12/31現在）

〈配付資料〉

- ・ 一者応札・一者応募案件について
- ・ 土木研究所における契約状況一覧表

③ その他

契約監視委員会審議を踏まえた改善策の「契約情報提供の充実」、「電子入札システムの導入」及び「一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備」について、フォローアップ状況を説明。

〈配付資料〉

- ・ 契約監視委員会審議を踏まえた改善策
- ・ 一者応札に関する企業アンケートの結果概要

5 審 議

（1）審議結果

① 随意契約案件について

- ・ 随意契約については全件妥当と評価された。なお、今後も随意契約とすることが真にやむを得ないかのチェックを厳重に実施していくこととされた。

② 一者応札・一者応募案件について

- ・ 点検・見直し案件の「点検前に自ら改善することとした内容」についてのフォローアップは、概ね了承された。なお、引き続き、一者応札・一者応募の改善に努めることとされた。

③ その他

- ・ 昨年の契約監視委員会において定めた改善策についてのフォローアップは、概ね了承された。なお、アンケート調査については、引き続き、調査方法及び調査内容を工夫し、実施していくこととされた。

(2) 審議内容（委員からの主な意見等）

① 随意契約案件について

- ・ 一般論として、専門的なソフトウェアの保守は随意契約せざるを得ないのは分かるが、新たなソフトウェアの購入・保守への切り替えも引き続き検討して頂きたい。
- ・ プロポーザル方式による随意契約については、外部に対しては研究の必要性及び手続きの正当性を発信し、内部では受注者に対する監視と牽制を続けることが必要である。

② 一者応札・一者応募案件について

- ・ 仕様書については、応札者が分かりやすい内容とし、また、必要な情報はきちんと盛り込むことにより、応札者の拡大につながるのではないか。
- ・ ガソリン購入の一者応札・一者応募が数年続いているが、もう少し何か工夫してはどうか。

③ その他

イ 契約情報提供の充実

- ・ 一者応札・一者応募件数を減らす努力は当然必要だが、一独立行政法人では限界がある。国全体（全省庁）として、入札情報を集約して一元化するようなシステムの構築が必要である。
- ・ 行政のサイトにアクセスして感じることは、必要な情報がわかりにくいので、わかりやすいデザインに工夫する必要があるのではないか。
- ・ 年間発注見込みの公表により情報を得た者もいることから、できることからやる姿勢が必要だ。
- ・ より良い研究をし、また組織が存続するためには、研究や組織の有用性をもっとPRすることが必要ではないか。

ロ 電子入札システムの導入

- ・ 応札者側の利便性はあるが、発注者側の負担が大きいところが気になるので、費用対効果等を十分に検討の上、進めていただきたい。

ハ 一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備

- ・ インターネット上で仕様書が得られる状況の中で、応札しなかった者を特定することは難しいが、一者応札の原因究明を行うため、業者に対するアンケートを実施することは非常に重要である。
- ・ アンケートは経年的な変化を分析することが必要である。また、実のあるアンケート調査を実施するためには、より一層の調査方法及び調査内容等の工夫が必要である。
- ・ 応札の可能性のある業者に対して、入札情報がきちんと伝わっていないことが原因なのか、他に何か問題があるのか考えてみる必要がある。